



藤沢記者クラブ各位

**災害にまけないまちづくりを目指して!!**

## **日本下水道事業団と災害支援協定を締結しました！**

近年頻発しています集中豪雨や大規模地震により、全国の下水道施設で甚大な被害が発生しています。このような災害によって下水道施設が被災し、機能停止に陥った場合には市民生活へ重大な影響を与えてしまいます。

このことから、災害発生時における早期の復旧を目的として、浄化センターとポンプ場を対象とした災害支援協定を藤沢市と日本下水道事業団にて締結したものです。

- 1 協定名称 藤沢市・日本下水道事業団災害支援協定
- 2 協定締結日 2026年(令和8年)3月30日(月)
- 3 対象施設 辻堂浄化センター 大清水浄化センター 市内ポンプ場 15箇所
- 4 協定内容

浄化センターとポンプ場を対象として、自然災害等による被害が大きく、復旧まで長期化が想定される場合において、被害状況の調査、必要資料の作成、関係各所との協議、応急工事のための手続きなど、被災時における復旧に向けた包括的な支援を日本下水道事業団が行うもの。

### **【日本下水道事業団とは】**

地方公共団体からの要請に基づいて、下水道の整備や運営を支援・代行する地方共同法人です。日本で唯一下水道事業を専門に担い、全国各地で下水処理場の計画・設計・施工・維持管理などに携わっています。平成27年の下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正によって、災害支援協定に基づいて、復旧に向けた業務を行えることが明確にされました。



**【この資料に関する問い合わせ先】**  
藤沢市役所 道路下水道部  
下水道施設課 大清水浄化センター  
内線:6487  
担当:鷺塚 日向 真鍋  
直通:0466(81)8899